2018年2月28日改訂

**講演等に関する著作権利用許諾書（参考）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 講演 | タイトル |  |
| 開催年月日 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 場所 |  |
| 講演者 |  |

　上記講演者（以下「甲」という。）と主催者○○○○○○（以下「乙」という。）とは、上記講演（以下「本講演」という。※１）に関する甲の著作権（以下「本著作権」という。）について、以下のとおり許諾する。

第１条（利用の許諾※２）

　１　甲は、乙または乙が指定する者※３が次に掲げる方法で本講演を利用することを無償で許諾する。

　　　（１）講演中の甲の写真撮影

　　　（２）講演の録音および録画

　２　甲は、乙または乙が指定する者がリアルタイムで次に掲げる方法で講演を利用することを無償で許諾する。

　　　（１）講演を中継すること

　　　（２）講演をインターネット（ＪＩＡホームページ等）により配信すること

３　甲は、乙または乙が指定する者が次に掲げる方法で講演を利用することを無償で許諾する。

　　　（１）講演の録画物を編集・加工すること

　　　（２）講演録、録画物等をインターネット（ＪＩＡホームページ等）に掲載し、配信すること

　　　（３）講演録および講演要旨を作成すること

第２条（保証※４）

　　甲は、講演の内容が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害するものでないことを保証する。

第３条（その他）

　　本契約に定めのない利用態様については、甲乙別途協議のうえ、利用の可否につき決するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　（甲）：住　所

　　　　 氏 名

　（乙）：住　所

　　　　 氏　名

※１　著作権法上、本講演自体が著作物となります。

※２　著作権の譲渡ではないため、甲は別の機会に類似の講演を行えます。また、乙は利用許諾を受けた第１条記載の事項に限って本講演を利用することが出来ます。

※３　本講演の主催者を予定しております。

※４　第三者が著作権等を有する著作物等（例えば、第三者が撮影した建物の写真など）を使用される場合、本講演での利用にあたっては、原則として当該第三者の了解が必要になりますのでご注意下さい。